

## 主要な政策に係る評価書（平成 30 年度実施政策）

政策 01	適正な行政管理の実施	1
政策 03	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	8
政策 08	電子政府・電子自治体の推進	14
政策 09	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	22
政策 10	情報通信技術高度利活用の推進	26
政策 15	郵政行政の推進	42

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-①)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策1:適正な行政管理の実施			分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:・行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:・ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人制度の運用により、独立行政法人による行政活動の自律的な実施が実現され、行政運営の効率化等が促進されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	188	182	170	172
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	188	182	170	
執行額		145	148	140		

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成30年6月15日	II-(7)情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				28年度	29年度	30年度		
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	政府情報システムの統合・集約化等を引き続き推進	① 各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 (H24年度実績値) 【24年度】	平成30年度に基準年度から半減(725)			725 (平成30年度に基準年度から半減) 【30年度】	イ
				862	793	719		
	各府省における業務改革の取組の推進	2 行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 ＜アウトプット指標＞	業務改革の方向性を取組方針に盛り込むとともに、具体的な取組状況を取りまとめ 【27年度】	100%  100% (1/1)	100%  100% (22/22)	100%  100% (同左)	100% 【30年度】	イ
	各省における手続の利便性向上に向けた取組に対する支援や利用者からの意見・要望聴取	3 申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトカム指標＞	45.4% 【26年度】	平成26年度値(45.4%)以上  47.3% (平成27年度値)	平成27年度値(47.3%)以上  43.5% (平成28年度値)	平成28年度値(43.5%)以上  44.8% (平成29年度値)	70%以上 【33年度】	—
	良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するため、市場化テスト実施に伴う官民競争入札等監理委員会の関与を軽減させた新プロセス等への移行を促進すること	4 公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 ＜アウトプット指標＞	20% 【26年度】	36%  34.3% (124/361)	39%  39% (145/370)	40%  54% (204/378)	40% 【30年度】	イ

<p>独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること</p>	<p>新しい独立行政法人制度を運用するに当たっての課題の適切な把握とそれに応じた対応により、各法人の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備</p>	<p>⑤</p>	<p>新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施 【27年度】</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・調達関連業務により法人における研究開発が停滞しているという課題に対し、関連する閣議決定の改定を行い、新たな随意契約方式を導入するとともにその具体的な運用に関する通知を发出了。</p> <p>・国際的な会計動向を踏まえた課題等に対応すべく、有識者等の議論を通じて会計基準等の改訂を検討し、現在「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の作成に向けた作業を行っている。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・経営努力認定制度について、現在法人において有効に活用されていないという課題に対し、申請要件の見直しや手続きの簡素化、認定割合の引上げなどの改善を行うこととする内容の新たな通知を发出了した(平成30年3月末)。</p> <p>・「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を策定するとともに(平成29年9月)、これを踏まえ、有識者等の議論を通じて、財務諸表等の法人マネジメントへの一層の活用に資するよう、事業報告書の記載事項等の見直しや会計基準の改訂に向けた作業を行っている。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・独立行政法人の能力の最大限活用という課題に対し、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定を行った(平成31年3月)。</p> <p>・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的に整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」に基づき、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂を行った(平成30年9月)。また、企業会計の監査基準の改訂等に基づき、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行った(平成31年3月)。</p>	<p>各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>新しい行政不服審査制度を適切に施行するため、各種規程等の整備など必要な準備を進めること</p>	<p>6</p>	<p>行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p> <p>新しい行政不服審査制度について、①政令、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、②各種研修・セミナーの実施等の施行準備を進め、適切に施行した。</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施</p>	<p>⑦</p>	<p>行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報提供 【28年度】</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(18回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(32回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(3回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(23回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p> <p>各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(2回)等を通じた取組状況を把握し、研修・説明会(7回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施 【30年度】</p>	<p>イ</p>

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑧	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関:99.9% 独立行政法人等:99.7% 【26年度】	平成26年度値以上 (100%を目指す)	平成26年度値以上 (100%を目指す)	平成26年度値以上 (100%を目指す)	平成26年度値以上(100%を目指す) 【30年度】	□
	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	9	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 <アウトプット指標>	参加機関等数:743 参加者数:1,229人 満足度:93.8% 【27年度】	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る 【30年度】	イ
	保有個人情報の適正な管理を図ること	⑩	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関:491件 独立行政法人等:551件 【26年度】	平成26年度値より減少	平成26年度値より減少 (10%減を目指す)	平成26年度値より減少 (10%減を目指す)	平成26年度値より減少 (10%減を目指す) 【30年度】	ハ
	職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	11	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 <アウトプット指標>	参加機関等数:743 参加者数:1,229人 満足度:95.7% 【27年度】	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上回る 【30年度】	□
				行政機関:99.9%、 独立行政法人等:99.7% (平成27年度値)	行政機関:99.9% 独立行政法人等:99.8% (平成28年度値)	行政機関:100% 独立行政法人等:99.7% (平成29年度値)			
				参加機関等数:699 参加者数:1,239人 満足度:97.7% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)	参加機関等数:709 参加者数:1,221人 満足度:96.1% 理解度:72.4% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)	参加機関等数:708 参加者数:1,254人 満足度:97.9% 理解度:76.6% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)			
				行政機関:656件、 独立行政法人等:607件 (平成27年度値)	行政機関:644件 独立行政法人等:687件 (平成28年度値)	行政機関:554件 独立行政法人等:789件 (平成29年度値)			
				参加機関等数:699 参加者数:1,239人 満足度:94.0% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)	参加機関等数:709 参加者数:1,221人 満足度:93.22% 理解度:64.9% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)	参加機関等数:708 参加者数:1,254人 満足度:90.6% 理解度:58.8% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)			

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1、5、7、8及び10は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標10については目標を達成できなかったが、測定指標1、5及び7については目標を達成しており、また、測定指標8は目標年度にわずかに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標期間が終了していない測定指標3を除き、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2018年度までに情報システム数を半数近くまで削減するとされたことを踏まえ、各府省における個々の情報システムの統廃合等の改革を継続的に推進し、目標を達成した。</li> <li>・測定指標2については、以下のとおり。 平成28年度は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)を踏まえ、政府内においてBPRの取組を広め、その定着を図る観点からBPRの取組に重点化して業務改革の取組の推進を図ってきたところ。目標の評価に当たっては、各府省が取り組む個別業務について、改革案が示された業務のうち、具体的取組内容、工程表、成果指標が設定された業務の数を測定した。 平成29年度以降は、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)を踏まえ、内閣官房(IT室)等と連携・分担して各府省の業務改革(BPR)の推進に取り組んできたところ。目標の評価に当たっては、「各府省におけるデジタル・ガバメントを戦略的に推進するための中長期計画」(平成30年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省における取組目標・KPI・成果指標が設定されたことを確認した。</li> <li>・測定指標3については、各府省において利用者ニーズを踏まえた地道なオンライン手続の利便性向上が図られたことにより前年度の実績を上回ることができた。(なお、平成29年度以降「行政手続等の棚卸調査」との合同調査とし、対象、受け手が「国の行政機関」である手続から、受け手が「国」、「独立行政法人等」及び「国、独立行政法人等」である手続に変更する等、集計方法に変更が生じている。)目標期間が終了していないため、達成度は「-」とする。現時点では目標値に届いていないところであるが、デジタル手続法の成立を踏まえ、今後、政府として新たな取組が推進されることとなる。</li> <li>・測定指標4については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成29年3月22日)の改正により、終了プロセス(2)※へ移行する事業が増加したため、前年度の実績を大幅に上回ることができた。 ※終了プロセス(2)とは、様々な入札改善策が講じられたものの、事業の特殊性、関係法令の抜本的見直しなどの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込まれない事業について、官民競争入札等監理委員会を審議し、市場化テストを終了することとされたもの。</li> </ul>	
	<p>&lt;施策目標&gt;独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、新しい独立行政法人制度を運用するに当たっての課題を適切に把握し、以下の規定の策定等を行った。これらは、いずれも「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」等を踏まえ対応されており、各法人の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備したと考えられることから、目標を達成したと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、財務報告のより一層の活用が課題とされたことから、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的に整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(平成29年9月)」を策定し、指針に基づき、関連する以下の設定・改訂を行った。 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定(平成30年9月) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂(平成30年9月) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂(平成31年3月) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;Aの改訂(平成31年3月)</li> </ul> <p>独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分に関しては、今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、見直しについて検討することとなったため、引き続き会計基準等部会及び共同ワーキング・チームにおいて検討を行っているとともに、設定・改訂を行った上記の規定等について、趣旨を周知していくため、説明会の実施を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針(平成28年6月28日閣議決定。平成29年3月10日一部変更)」において、「研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入する」とこととされたことから、以下を策定した。 特定国立研究開発法人の調達に係る事務について(平成29年3月)</li> </ul> <p>さらに、上記で創設された特例随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)」で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有識者から成る検討会を開催し、制度見直しの検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の利益に係る経営努力認定制度に関して、国立研究開発法人の要望等を踏まえ、法人の経営努力を促進するインセンティブがより機能するように、以下を策定した。 独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月)</li> <li>・独立行政法人評価制度委員会における4年間の審議において、急速な人口減少や、オールジャパンで取り組むべき政策課題が増加している等の時代変化を踏まえ、我が国を取り巻く政策課題の解決に各府省、独立行政法人、地方公共団体等が連携して取り組む必要性などについて意見が示されたことを受け、以下の改定を行った。 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」の改定(平成31年3月) 「独立行政法人の評価に関する指針」の改定(平成31年3月)</li> </ul> <p>今後、指針の改定の趣旨を周知していくため、説明会等の開催を検討している。</p>	

評価結果	<p>&lt;施策目標&gt; 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p> <p>当該施策目標については、各制度に係る施行状況調査の結果等を踏まえると、行政手続制度及び行政不服審査制度は総じて適正かつ円滑に運用されていると考えられ、目標を概ね達成できたものと考えられる。</p> <p>(参考) 各府省の取組状況の把握の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2%(970件/998件。条項が明示されていなかった案件は、法令全般を根拠とすることから、特定の条項を明示できなかったもの等である。)(行政手続法施行状況調査結果)</li> <li>平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の同日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9%(960件/991件。命令等の公布日後に公示を行った案件は、提出意見に対する回答の精査に時間を要したもの等である。)(行政手続法施行状況調査結果)</li> <li>審査請求の新規申立件数 平成28年度 22,316件(行政不服審査法施行状況調査結果)</li> <li>上記のうち、同年度中に処理が終了した件数 8,317件(行政不服審査法施行状況調査結果)</li> </ul> <p>しかしながら、前者においては結果の公示が適切に行われていない例が一部あり、後者においては審理の長期化等が指摘されていることから、引き続き制度の普及を図ってまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、規則、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等により、平成28年4月1日、適切に施行し、目標を達成できた。</li> <li>測定指標7については、研修会や説明会において、平成28年度に新たに導入した審理員制度等の基礎的な情報を提供するとともに、各府省、各地方公共団体等からの個別の照会に応じて様々な情報を提供するなど、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施し、目標を達成できた。</li> </ul>				
	<p>&lt;施策目標&gt; 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p> <p>当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施した結果、平成30年度の行政機関の実績について100%を達成できた。一方、独立行政法人等においては、所管部署が業務多忙のため開示決定等の処理に時間を要したものや、担当者において補正に関する開示決定等の期限の認識を誤っていた等の理由から100%には及ばなかったものの、99.7%と目標値に近い実績を示すことができた。全体として期限内の開示決定等による情報の迅速な開示が進んでおり、目標の達成に向けて着実に進展していると考えられる。</li> <li>測定指標9については、目標を上回ることができた。事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだものと考えられる。</li> <li>測定指標10については、行政機関・独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により目標を達成することはできなかった。誤送付等発生の背景事情としては、各行政機関・独立行政法人等における職員への意識向上の徹底等が不十分であったこと、誤送付等の発生を防ぐ手段としてのシステムが十分に機能していないこと等が原因と考えられる。</li> <li>測定指標11については、目標を上回ることができなかった。平成30年度は講義時間を前年度よりも少なく設定せざるを得ず、やや説明に不足する部分があったものと考えられる。令和元年度では、この点を踏まえ、講義の仕方を工夫の予定。</li> </ul>				
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標1については、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2018年度までに情報システム数を半数近くまで削減するとされたことを踏まえ、設定したものであり、本取組は昨年度に最終年度を迎えたため、削除することとする。</li> <li>測定指標2については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)を踏まえ、引き続き内閣官房(IT室)と連携・分担しながら、各府省の業務改革(BPR)の取組支援を行う。</li> <li>測定指標3については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。</li> <li>測定指標4については、目標を達成しているため、引き続き今後の効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</li> <li>測定指標5については、指標を達成したものの、より一層、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化が図られるよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。</li> <li>測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等の施行準備を行い、平成28年4月1日、適切に施行したことから、削除する。</li> <li>測定指標7については、引き続き今後の目標とし、研修、説明会等の内容の重点化等、メリハリのある情報提供を推進する。</li> <li>測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向けて着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。</li> <li>測定指標9については、指標として満足度は適切ではなく、理解度を指標とすべきとの本有識者会議における御指摘を踏まえ、指標を満足度から理解度に切り替え、平成29年度と平成30年度のうち高い理解度を得ている平成30年度を基準年度とし、同年度を上回ることを今後の目標とする。</li> <li>測定指標10については、制度所管の総務省としては、引き続き、会議、研修等を通じて個人情報の漏えい等の防止策を講ずるよう指導等していくが、漏えい等防止の直接の当事者は各行政機関・独立行政法人等であり、測定指標として適切ではないとの結論に至ったことから、測定指標からは削除し、制度の適正かつ円滑な運用状況を補足する参考指標とする。</li> <li>測定指標11については、測定指標9と同様に指標を理解度に切り替え、平成30年度を上回ることを今後の目標とする。また、講義時間の不足に対しては講義内容の工夫等により対応する。</li> </ul> <p>(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p> <table border="1"> <tr> <td>平成32年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td>評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。</td> </tr> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>—</td> </tr> </table>	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—
平成32年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。				
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—				

学識経験を有する者の知見等の活用	令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、行政経営コンサルタントの田淵先生から、指標3について29年度以降集計方法を変更したことが分かるよう、変更前と変更後の二段書きとすることなどについて御指摘をいただき、反映した。また、田淵先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出先生、埼玉大学教育学部教授の重川先生から、指標10について、制度の実態を表す指標であることから、削除するのではなく、次年度以降の事前分析表においても参考指標とするなどしてはどうかとの御指摘を踏まえ、次年度以降の事前分析表では参考指標とすることとした。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続等の棚卸結果等 (<a href="https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshi_data.xlsx">https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshi_data.xlsx</a>)</li> <li>・平成26年度における情報公開法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000047.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000047.html</a>)</li> <li>・平成27年度における情報公開法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_03000047_00002.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_03000047_00002.html</a>)</li> <li>・平成28年度における情報公開法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000062.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000062.html</a>)</li> <li>・平成29年度における情報公開法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000076.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000076.html</a>)</li> <li>・平成26年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000072.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000072.html</a>)</li> <li>・平成27年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000073.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000073.html</a>)</li> <li>・平成28年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000074.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000074.html</a>)</li> <li>・平成29年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000075.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000075.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 山口 真矢 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 添田 徹郎	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	-------------------------------	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。



主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-③)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方行財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,218	412	444	500
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	125	75	0	
		合計(a+b+c)	1,343	487	444	
執行額		1,260	357	302		

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1) 地方への新しいひとの流れをつくる (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3) まちづくりとまちの活性化 (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2018	平成30年6月15日	Ⅲ. 各分野の施策の推進 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) まちづくりにおける地域連携の推進 (2) エリアマネジメント等によるまちづくりの推進 (3) コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進 (4) 遊休資産等の活用を通じた地域の「稼ぐ力」の向上 (5) 地方経済の中核・中核都市等への投資の喚起 (6) 集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成 (7) 地域共生社会の実現 (8) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				28年度	29年度	30年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。 【27年度】	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。			第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【30年度】	○
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中核都市圏が全国展開されること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】 ※連携中核都市圏…地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点	4圏域 (平成27年10月現在) 【27年度】	30圏域(平成32年度までの目標値)			30圏域 【32年度】	イ
地方公共団体の自主的・主体的な地方行政の取組が進むこと	地方公共団体の行政改革の取組状況の把握、公表を実施すること	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要な情報を提供。 【30年度】	イ	
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	4 (1)窓口業務のアウトソーシング 総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組⑪】 【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村 (2)庶務業務の集約化 143市区町村 【26年度】	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 (平成32年度までの目標値)			(1)窓口業務のアウトソーシング 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 (2)庶務業務の集約化 286市区町村 【32年度】	○
			(1)窓口業務のアウトソーシング275市区町村、総合窓口の導入213市区町村 (2)庶務業務の集約化 292市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング335市区町村、総合窓口の導入214市区町村 (2)庶務業務の集約化421市区町村	(1)窓口業務のアウトソーシング404市区町村、総合窓口の導入227市区町村 (2)庶務業務の集約化484市区町村			

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年10月14日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。</li> <li>平成28年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成28年12月27日に報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年11月17日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。</li> <li>平成29年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成29年12月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年11月6日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。</li> <li>平成30年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及びとりまとめを行い、平成31年3月26日に報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> </ul>		
				地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【27年度】	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。 【30年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年10月14日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。</li> <li>平成28年12月27日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> <li>○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成28年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成28年8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年11月17日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。</li> <li>平成29年12月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> <li>○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成29年4月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成29年8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年11月6日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。</li> <li>平成31年3月26日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。</li> <li>○主な会議 「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成30年5月～8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成30年8月)</li> </ul>		
				各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。		
地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在) 【27年度】	実施率100%			実施率100% 【30年度】	ロ
				実施率99.7% (1,782/1,788団体) 平成28年4月30日現在)	実施率99.9% (1,786/1,788団体) 平成29年4月30日現在)	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)		

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>9</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。 【30年度】</p>	<p>1</p>

<p>(※4)</p> <p>目標達成度の測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>目標達成</p>	<p>測定指標1は、平成29年6月に法律が成立し、目標達成に向け地方公共団体に情報提供を随時実施しているが、本格的な施行は令和2年4月であって、引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることから、「目標達成に近い実績を示した」と判断した。</p> <p>測定指標2については、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p> <p>測定指標3については、各年度で目標を達成した。</p> <p>測定指標4については、平成32年度までの目標値だが、(1)の「窓口業務のアウトソーシング」は目標達成に近い実績を示し、(2)の「庶務業務の集約化」は目標値を達成した。したがって、「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>測定指標5、6については、地方公務員制度に対する国民・住民の理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。</p> <p>測定指標7については、目標には達していないものの、相当程度進展している。</p> <p>測定指標8については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、会計年度任用職員制度への移行に向けた情報提供等を行った。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場や専門家派遣事業などの機会を通じて、人事評価結果の活用方法について情報提供等を行った。</p>
	<p>&lt;施策目標&gt; 地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと</p> <p>当該施策目標については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、平成29年6月2日に地方自治法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月9日に公布された。平成30年4月1日には一部が施行され、目標達成のための情報提供は随時実施をしていることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については</p> <p>①地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図るよう、内部統制に関する方針の策定を行ったこと。</p> <p>②監査基準(案)を策定することで、監査制度の充実を強化させたこと。</p> <p>③決算不認定の場合における長から議会への報告規定の整備を行い、決算審議を通じて議会の監視機能がより適切に発揮されることが期待されるようになったこと。</p> <p>④長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方の見直しを行うこととしたこと。</p> <p>以上の点に加え、本格的な施行は令和2年4月1日であって引き続き必要な情報提供等を行っていく必要があることを踏まえ、本政策は目標に近い実績を示したものと判断した。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt; 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること</p> <p>当該施策目標については、地方交付税措置等の支援策を通じ連携中枢都市圏が全国展開されたことにより、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標2については、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を実施したことや、連携中枢都市圏の形成に関して必要な助言や情報提供を行ったことなどにより、平成30年度末時点で31圏域が形成され、令和2年度までの目標値である30圏域を上回ることができた。</p>	
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>&lt;施策目標&gt; 地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p> <p>測定指標3については、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付け総経第29号)」第2及び第3において、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」について毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く公表することとされたことを踏まえ、毎年度、全国の自治体における行政改革の取組状況の公表を行った。行革一般については成果が上がっていると考えているが、今後の人口減少社会においては、AI・RPA等のICTを活用した行政改革が特に求められると考えており、そうした観点から次の測定指標を設定する。</p> <p>測定指標4については、測定指標3の行政改革の取組状況の公表と併せて、各自自治体における行政改革に関する取組の参考として事例集を作成し、情報提供を行ったことや、各種会議の場など、様々な機会を捉えて、行政改革の取組状況に関する情報提供を行ったことで、各自自治体における行政改革の取組に相当程度進展があった。総合窓口の導入については、組織・職員体制の変更を伴う場合があることや、庁舎の改修等が必要となる場合があることなど、導入コストが課題と考えられるが、こうした課題への対応事例をヒアリング等で把握し、横展開を図っていく。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>&lt;施策目標&gt; 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること</p> <p>・測定指標5については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数の状況などの参考情報を地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標6については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパレス指数などを地方公共団体に対し情報提供した。</p> <p>・測定指標7については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、給与情報等公表システムによる公表が未実施の団体に対して、公表するよう助言した。</p> <p>・測定指標8については、会計年度任用職員制度への移行に関する各種調査を実施するとともに、事務処理マニュアルの改訂やチェックリストの配布、助言通知の発出を通じて情報提供等を適切に行った。</p> <p>・測定指標9については、地方公共団体の人事評価結果の活用状況について調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、通知による助言や各種会議の機会を通じて情報提供等を適切に行った。</p>	
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>測定指標1については、第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。</p> <p>測定指標2については、目標を達成したが、今後も引き続き、地方交付税措置や「新たな広域連携促進事業」などの支援策を通じ、圏域の形成を進めるとともに、各圏域における取組の深化を目指していく。</p> <p>測定指標3については、目標を達成したことから、新たな目標値を設定する。</p> <p>測定指標4については、未達成の事項について引き続き目標値の達成を目指す。</p> <p>測定指標5については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、部門別・職種別職員数や類似団体別職員数など、地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標6については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、ラスパレス指数や平均給与月額など、地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供及び助言を行っていく。</p> <p>測定指標7については、引き続き未実施団体に助言を行っていく。</p> <p>測定指標9については、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、人事評価結果の活用団体における活用事例の提供など、地方公共団体における人事評価結果の活用の更なる促進に必要な情報の提供や助言を行っていく。</p> <p>(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>	

	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	測定指標に関連する事業である圏域における広域連携の推進については、引き続き連携中枢都市圏の形成等を進めていくため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象政策の測定指標等に対する山本先生からのご指摘を踏まえ、連携中枢都市圏の説明を追記。</li> <li>・第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、外部有識者の知見を活用している。</li> </ul>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_naibu/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_naibu/index.html</a></li> <li>・地方制度調査会 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html</a></li> <li>・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei04_02000072.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei04_02000072.html</a> 「地方公務員の給与・定員等の状況」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html</a></li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	---	--------	-----------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-⑧)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進		分野	電子政府・電子自治体		
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]:電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	37,790	46,550	55,662	76,461
		補正予算(b)	14,438	11,362	1,971	
		繰越し等(c)	40,262	5,761	7,704	
		合計(a+b+c)	92,490	63,673	65,336	
執行額		77,120	56,335	59,666		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する
	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 ③個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT活用の更なる促進 ④国・地方の行政のIT化と業務改革
	経済・財政再生アクション・プログラム	平成27年12月24日	3. 主要分野毎の改革の取組 [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組 (4) IT化と業務改革、行政改革等

	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)	<p>II.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)  [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決  (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革  (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革  (3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組  ① 産業競争力の強化  ② 地方創生の実現  ③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上  ④ 安全で災害に強い社会の実現</p>
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	<p>第3章 経済・財政一体改革の推進  5. 主要分野ごとの改革の取組  (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題  ⑤IT化と業務改革、行政改革等  「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84Iに基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。  地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。  クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。</p>
	世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	<p>第2部 官民データ活用推進基本計画  II-1-(4) マイナンバーカードの普及・活用</p>



施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				28年度	29年度	30年度		
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング	4位 【26年度】	平成26年度値以上		平成28年度値以上	平成28年度値以上 【30年度】	イ
				16位		9位		
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 <アウトプット指標>	412,533千件 【27年度】	441,754千件以上	485,929千件以上		534,521千件以上 【30年度】	イ
				577,273千件	821,737千件			
			577,273千件 【28年度】			平成33年度に平成28年度実績値比2倍を目指す	1,154,547千件 (平成28年度実績値比2倍) 【33年度】	
						1,506,096千件		
	③	情報システム統一研修(集合研修)の定員	920人 【27年度】	1,000人以上	1,100人以上	1,600人以上	1,600人以上 【30年度】	イ
				1,104人	1,688人	1,688人		
	4	電子決裁に要する期間 <アウトプット指標>	40.1時間 【26年度】	38時間以内	35時間以内	32時間以内	32時間以内 【30年度】	ハ
				56.9時間	58.7時間	60.3時間		

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	⑤	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【AP改革項目関連：地方行政改革・分野横断的な取組⑮】 【APのKPI】	550団体 【26年度】	約1,000団体			約1,000団体 【29年度】	イ
	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	6	地方行政統計等における基礎データベースの作成及びその活用 ＜アウトプット指標＞	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【27年度】	842団体 (H28.4.1時点)	950団体 (H29.4.1時点)	1,067団体 (H30.4.1時点)	地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【30年度】	イ
	災害時の行政情報の伝達手段の確保等のため通信衛星を利用したネットワークを運用すること	7	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2% 【27年度】	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークを安定的に運用（不稼働率0%）	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 【30年度】	イ
電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供を実施	8	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。 【27年度】	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「自治体が保有するパーソナルデータの利活用等に関する調査研究」等の調査研究及び当該調査研究結果等を踏まえた情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 「地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入に向けた検討のための調査分析」等の調査及び当該調査結果等を分析し、情報提供を行うことで、地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 地方公共団体の非識別加工情報の利活用の在り方について検討を行うとともに、その結果について情報提供を実施。	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 【30年度】	イ	

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	番号制度の基盤の確立	9	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築 <アウトプット指標>	番号制度の基盤となる個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始 【24年度】	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始	マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働		マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの稼働 【29年度】	イ
				平成28年7月より、マイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの設計・開発等を開始し、他機関との連携テスト等を実施		平成29年12月にシステムの構築が完了			
	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	10	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 <アウトプット指標>	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 【28年度】		99.99%以上	99.99%以上	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率 99.99%以上 【30年度】	イ
						100%	100%		

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>測定指標1～4について、測定指標3は達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。この主要な測定指標を含む、測定指標1から3までは目標を達成した。一方、測定指標4については、目標達成に及んでいない。</p> <p>測定指標5～8について、達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標達成とした。</p> <p>測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、目標達成と判断した。</p> <p>測定指標10については目標を達成している。</p> <p>従って、本政策は全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>評価結果</p>	<p>&lt;施策目標&gt;総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること 当該施策目標については、測定指標4を除き、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標1については、平成28年度値以上とする目標は達成したが、平成26年度値からは下がった。国連による詳細な採点結果が明らかにされていないため、順位変動の要因を一義的に特定することは困難であるものの、引き続き、利用者にとってより使いやすい行政サービスにしていけるためのWebサイトの見直しや、取組の適切なアピールを通じて、一歩ずつ順位を向上していくことが重要であると認識している。</p> <p>・測定指標2については、平成33年度を最終目標年度としていたが、平成30年度ですでに達成することができた。(なお、API経由の電子申請件数は年々増加しており(平成30年度は前年度比約134%(8,570千件))、それに比例してAPI経由のアクセス件数が大幅に伸び、総アクセス件数を大きく押し上げている。)なお、e-Govの電子申請サービスを利用している手続は、現在、6省庁(国家公安委員会・警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)の手続となっており、デジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況により、更に利用が伸びる可能性がある。</p> <p>・測定指標3について、情報システム統一研修の内容は、&lt;<a href="https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/060331/H31TouitsuKensyuPlan.pdf">https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/060331/H31TouitsuKensyuPlan.pdf</a>&gt;に示すとおりである。受講者・推薦府省等からの意見・要望等を踏まえ、受講定員の見直しを実施した結果、達成することができた。なお、当該受講定員に対して、修了者数は、平成28年度1,002名、29年度1,204名、30年度1,752名で推移しており、情報セキュリティ・IT人材育成に貢献しているものと考えられる。</p> <p>・測定指標4については、文書管理システムの操作研修等の実施による利用者支援や改修等による使い勝手の向上に継続的に取り組んできたものの、目標を達成することができなかった。原因の一つとして、目標設定時に比べ電子決裁率や利用者数が大幅に伸びており、利用機関において、従来は紙で決裁していたものを電子決裁で行うこととしたことや、これまで文書管理システムを使っていなかった職員(操作に不慣れた職員)の利用が増加したこと等から、電子決裁に要する期間が短縮しなかったことが考えられる。</p> <p>&lt;施策目標&gt;地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること 当該施策目標については、自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等を実施、自治体に対し情報提供等を実施しており、また、クラウド化市区町村数が相当程度増加するなど、地方公共団体の情報化に一定の進展が見られることから、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標5については、クラウド化市区町村数が550団体(平成26年4月1日現在、自治体クラウド211団体、単独クラウド339) から、1,067団体(平成30年4月1日現在、自治体クラウド407団体、単独クラウド660団体)まで増加しているため、当初目標を上回る効果が得られた。</p> <p>・測定指標6については、各調査担当課室と調整の上、地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施したことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行税政に関する施策の立案等に活用した(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパインズ指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。</p> <p>・測定指標7については、防災情報及び行政情報の伝達等を行う通信衛星を利用したネットワークの安定的な運用を行ったことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。</p> <p>・測定指標8については、①地方公共団体から提供される非識別加工情報の利活用に当たって想定される事例を整理するとともに、②「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において当該想定される事例も踏まえて議論を重ね、平成30年度末に中間取りまとめ案の提示を行った。さらに、③地方公共団体の効率的な業務運営及び住民サービスの向上に資するよう、当該中間取りまとめについてはすべての地方公共団体に対して情報提供を実施した。</p> <p>&lt;施策目標&gt;番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了。</p> <p>&lt;施策目標&gt;番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 測定指標10については、平成29年7月の情報連携開始以降、対象期間を通じて情報提供ネットワークシステムを適切に管理・運用することで目標を達成することができた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。</li> <li>・測定指標2については、有識者からの御意見及びデジタル手続法を踏まえた今後のオンライン化の進展状況などを踏まえ、e-Govの電子申請サービスの利用に関する測定指標を設定することとする。</li> <li>・測定指標3については、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。研修の受講定員という目標が達成されたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」において、橋渡し人材として職務を遂行するに必要となるセキュリティ・ITIに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたことから、今後は、その中でも橋渡し人材育成(その最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要なとなるプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。</li> <li>・測定指標4については、利用機関において電子決裁対象や利用者が拡大している状況にあることや、決裁案件によっては時間を掛けて確認・検討が必要なものもあるなど、電子決裁に要する期間を一律に短くすることが必ずしも望ましいものばかりとは言えないことから、平成30年度事前分析表に記載したとおり、30年度の実績をもって評価し終了する。今後は、電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)が策定されたことを踏まえ、施策手段を「電子決裁への移行の推進のための環境整備」とし、測定指標を「電子決裁拡大への対応」として、電子政府の推進を図ることとする。</li> <li>・測定指標5については、これまでの助言・情報提供により、自治体クラウドを中心とするクラウド化の取組が全国的に拡大してきていることを踏まえ、クラウド導入市区町村数が分かる測定指標を設定することとする。</li> <li>・測定指標6については、引き続き各調査利用課室と調整の上、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施する。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行政に関する施策の立案等に活用していく(例:「地方自治情報管理概要」など地方公共団体の情報化に資する資料の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスバイレス指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。</li> <li>・測定指標7については、事業者を確認を行ったところシステムの基本設計が0.2%となっており、それを下回る設定を行うことは困難である。また伝達されなかった件数を把握することはできず指標化は困難なため、次期目標から指標を削除。</li> <li>・測定指標8については、当該指標となる地方公共団体の非識別加工情報の活用に関し、現在、その方向性について、検討会及び内部での検討を行っている段階であり、指標として目標設定を行うことになじまないことから、次期目標から指標を削除。なお、一定の検討が進み方向性が示された後には、再度、指標の検討を行うこととしたい。</li> <li>・測定指標9については、平成29年12月にマイナンバーカードの有効性情報提供等のためのシステムの構築が完了したため、次期目標から指標を削除する。</li> <li>・測定指標10については、引き続き、情報提供ネットワークシステムの安定稼働を行う必要がある。</li> </ul>	
	(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、評価結果も踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、システム経費等の必要経費を精査の上、引き続き電子政府を推進するために必要な予算の要求を行った(なお、一部経費については、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき内閣官房の下で一括要求・一括計上。)。また、地方行政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施するために必要な予算の要求を行った。</p>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	<p>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図るための事業については、政府におけるIT人材の十分な育成に資するための定員(時限延長)を要求した。</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合において、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出先生から、e-Govの電子申請サービスを利用している府省等と利用していない府省があることがわかるように評価書で言及すべきではないかの御指摘をいただき、「政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)」欄に記載した。このほか、平成28年秋の年次公開検証(秋のレビュー)における「自治体クラウドの導入等を推進」に対する以下の指摘及び対応状況の概要との点検結果も考慮して「相当程度進展あり」という評価結果としている。</p> <p>○主な指摘</p> <p>(1)自治体クラウドの推進は、自治体業務の標準化・共通化を通じた効率化を促すこと等を目的とするものであり、グランドデザインを示して、更に取組を加速化する必要がある。</p> <p>(2)自治体業務の標準化・共通化は、経費削減等の観点から重要であり、市長会・町村長会等の各階層に対して、計画的に、自治体クラウドの推進と自治体業務の標準化・共通化を強く促すべきである。その際、都道府県に対しても市町村へのサポートを呼び掛けつつ、具体的なクラウド化業務に従事した人材を紹介・斡旋する窓口を設置すべきである。</p> <p>(3)個別自治体の情報システムコストの見える化を行うべきである。また、自治体クラウドの採用や自治体業務の標準化・共通化を行った場合の個別自治体におけるコスト削減効果についても、見える化を行うべきである。</p> <p>○対応状況の概要</p> <p>(1)カスタマイズの抑制を行いつつ、全地方団体でのクラウド導入を目指すことなどを内容とした地方団体におけるクラウド導入に係るロードマップを取りまとめ、公表。</p> <p>(2)市長会、町村会等の地方公共団体の長の組織に対して行政改革推進会議の通告がなされたことを伝達し、その趣旨について説明を実施した。</p> <p>また、市長会、町村会の情報通信担当委員会(市町村長により構成)等の場において、自治体クラウドの推進を要請した。</p> <p>都道府県に対しては、市町村へのサポートについて、個別訪問やヒアリングを通じて直接要請するとともに、「官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」において、都道府県内の市町村のクラウド化に向けて都道府県が支援を行う必要があることを明記した。</p> <p>自治体クラウドグループにおいて導入に深く関与した職員等から直接知見を得ることができるよう、当該職員を「自治体クラウド導入サポート員」として取りまとめ、地方団体に通知した。その結果、クラウド導入に向けた課題解決のための方策として活用され、クラウド導入の決定や検討の開始など、自治体クラウドグループの形成に向けた具体的な動きにつながっているところ。</p> <p>(3)平成30年3月30日に「市区町村における情報システム経費の調査結果」を公表した。</p>
------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定)</li> <li>・デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)</li> <li>・電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)</li> <li>・政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(平成28年3月29日サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月5日閣議決定)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)</li> <li>・国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日)</li> <li>・電子自治体の取組みを加速するための10の指針(平成26年3月24日)</li> <li>・新経済財政再生計画 改革工程表2018(平成30年12月10日経済財政諮問会議)</li> </ul>
--------------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>大臣官房(個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(個人番号企画室長) 寺田 雅一  行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦  自治行政局住民制度課長 三橋 一彦  自治行政局地域政策課地域情報政策室長 神門 純一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	---------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-⑨)

政策(※1)名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]: 情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,003	7,319	7,990	6,575
		補正予算(b)	1,395	0	820	
		繰越し等(c)	△ 1,231	1,395	△ 818	
		合計(a+b+c)	6,167	8,714	7,992	
執行額		5,994	8,354	7,678		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		統合イノベーション戦略2019	令和元年6月21日
	第5期科学技術基本計画	平成28年1月22日	第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
	世界最先端デジタル国家創造宣言 ・ 官民データ活用推進基本計画	令和元年6月14日	第2部 官民データ活用推進基本計画 II 施策集
	未来投資戦略2018	平成30年6月15日	(4)第2 具体的施策 I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 II. 経済構造革新への基盤づくり
	知的財産推進計画2019	令和元年6月21日	5. 工程表 (1)「知的財産推進計画2019」重点事項
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (2)科学技術・イノベーションと投資の推進

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				28年度	29年度	30年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行に当たっての研究開発評価の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施。	① 研究開発課題の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	94% (平成25年度～平成27年度の平均) 【平成27年度】	90%以上 (平成26年度～平成28年度の平均)	90%以上 (平成27年度～平成29年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均) 【平成30年度】	イ
			94% (42+27+64(平成26年度～平成28年度に外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題数) / 46+28+69(平成26年度～平成28年度に外部専門家による評価を実施した課題数))	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	
			平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施 【平成15年度】	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	
			研究開発課題の適切かつ着実な実施(参考:平成27年度における主な研究開発課題と件数は「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」、「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」等の154件) 【平成27年度】	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	研究開発課題の適切かつ着実な実施	
			研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている	研究開発フェーズごとに外部専門家による研究開発評価を行っている		
② 適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 ＜アウトプット指標＞	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施				
③ 研究開発課題の適切かつ着実な実施 ＜アウトプット指標＞	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施				
④ 成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	95% (平成25年度～平成27年度の平均) 【平成27年度】	90%以上 (平成26年度～平成28年度の平均)	90%以上 (平成27年度～平成29年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均)	90%以上 (平成28年度～平成30年度の平均) 【平成30年度】	イ		
⑤ 標準化に寄与した提案件数 ＜アウトプット指標＞	6件 【平成27年度】	6件以上	6件以上	6件以上	6件 【平成30年度】	イ		
	6件	6件	18件					



	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>目標達成</p>
<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p>主要な測定指標1及び5を含め全ての測定指標において、目標を達成しているため、本政策については「目標達成」と判断した。</p>
<p>政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>&lt;施策目標&gt;我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確認するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること</p>	<p>・測定指標1 平成30年度に実施した外部専門家による終了評価において、「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」(平成29年度終了)については、「オープンイノベーション体制の下に光ネットワークの高速大容量化・低消費電力化を両立する革新的技術を確認し、基本計画書における目標を大きく上回る極めて高い研究成果をあげている。」と評価されている。適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施したことにより、このように、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題が平成28年度は94%、平成29年度は91%となり、年度毎の目標の90%以上を上回った。また、平成30年度においては、達成率が89%であった。これは「戦略的情報通信研究開発推進事業」における「若手ICT研究者等育成型」において難易度が高いと評価される課題に挑戦したことにより当初の目標を達成できなかったことによるが、外部専門家による評価では、そうした難易度が高い課題であっても果敢に挑戦したことについては高い評価を受けている。以上より、平成28年度から平成30年度にかけて概ね目標を達成できていることから我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術を確認するための取組効果が認められる。</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、平成29年度に「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業、平成30年度に「新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発」等、平成28年度から平成30年度にかけて新規に23件の研究開発に着手した。これらの課題を含む研究開発課題について、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を開催<sup>※1</sup>し、研究開発フェーズ毎における研究開発評価<sup>※2</sup>を着実に実施した。 ※1:平成28年度7回、平成29年度7回、平成30年度9回実施 ※2:事前評価、採択評価、継続(中間)評価、終了評価、及び追跡評価等</p> <p>・測定指標3 研究開発課題の設定時から終了時まで、研究開発の効果的・効率的な推進を図るため、外部専門家等による評価を踏まえ、評価結果を適切にフィードバックしながら平成28年度は145件、平成29年度は152件、平成30年度は176件の研究開発課題を実施し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けた研究開発課題を適切且つ着実に実施した。</p> <p>・測定指標4 平成29年度に実施した外部専門家等による追跡評価において、「超高速光エッジノード技術の研究開発」(平成23年度終了)については、「研究開発終了後も継続的に成果発表会、フォーラム活動、報道発表等を通じた研究成果の発表や特許取得を行うことで、成果の普及活動に努めており、その結果として数々の著名な賞を受賞していることは、極めて高いレベルの研究開発を実施してきた証として高く評価できる。また、超大容量・長距離ネットワークへの事業化を達成するとともに、成果を進展させた次世代技術の開発における基盤を構築した。」とされている。こうした研究成果を広く普及するための活動により、平成28年度、平成29年度は目標である90%を大きく上回る成果を上げている。また、平成30年度においても、一部、災害による影響があったものの、目標である90%を上回る成果が達成できていることから我が国の国際競争力の強化及び今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場の創出に寄与したことが認められる。</p> <p>・測定指標5 標準化提案の検討における規格の策定支援については、我が国の国際競争力の強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、ITU-TやIEEE、W3Cなどの国際標準化機関への標準化提案の支援を平成28年度から平成30年度にかけて合計30件実施(平成28年度6件、平成29年度6件、平成30年度18件)し、目標を達成したことから着実な国際標準化の推進に向けた取組効果が認められる。</p>
<p>評価結果</p>	<p>&lt;測定指標1及び4&gt; 当該指標の目標値の設定に当たっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成29年6月2日閣議決定)において「未来を見据えて、失敗を恐れず、高いハードルに果敢に挑戦する研究開発に取り組むことが重要」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて、90%と定められている。また、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日)においても「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とあるように、失敗の原因をしっかりと分析・評価することで次の取組に生かすことが重要であることから、今後も引き続きこれらの考え方を踏まえて目標値を設定することとする。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃から研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところである。</p> <p>&lt;測定指標2&gt; 当該指標については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために、「国の研究開発に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総務省で実施している「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を効率的かつ着実に実施しているかどうかを評価することが適切であると考えられる。これまでは、その測定指標として「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」を定めていたが、より明確な測定指標とするために、「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合」を指標として改めて設定することとする。また、基準値及び目標値については、着実な実施を示す必要があることから実施率100%として設定した。</p> <p>&lt;測定指標3&gt; 当該指標については、政策評価に馴染む定量的な指標設定が困難なため、次期事前分析表の測定指標から削除することとする。なお、測定指標2をより明確にすることにより測定指標1及び2において本指標の目標が補完できるものとする。</p> <p>&lt;測定指標5&gt; 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、国際標準の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、今後も引き続き、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案のための規格の策定支援を行い、標準化提案に寄与した件数を指標として設定することとする。</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
I 予算の拡大・拡充	
平成32年度予算概算要求への主な反映内容	・情報通信分野の研究開発における調査研究については、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備するため、調査費について予算の増額要求を行う。 ・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムについては、令和2年度要求に向けて、より効果的・効率的な実施方法を検討する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>&lt;研究開発の推進&gt;</p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考としている。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)におけるプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、研究開発評価委員会等 競争的資金制度として、PDが事業全体を統括し、POが各年度における研究開発の取組テーマ等を決め、研究開発評価委員会において、当該事業により実施される個々の研究開発の提案内容の評価を実施している。 また、研究開発評価委員会にて行われた評価が妥当であるかどうかをPD及びPOが判断し、採択課題を決定している。</p> <p>○日本医療研究開発推進機構(AMED)におけるプログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)、課題評価委員会 医療・介護・健康データ活用基盤高度化事業においては、PS及びPOが各研究開発テーマの進捗管理等の事業運営を行い、外部有識者及びPS、POにより構成される課題評価委員会において、評価を実施している。</p> <p>&lt;標準化の推進&gt;</p> <p>○情報通信審議会 「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第3次中間答申(平成29年1月27日)を踏まえ、標準化政策を推進している。</p> <p>○TTCイノベーション推進委員会 同委員会において、各種標準化機関における標準化テーマ及び提案者等の公募・採択を実施し、適切な標準化活動支援を実施している。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT重点技術の研究開発プログラムに関するホームページ(<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html</a>)</li> <li>・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html</a>)</li> <li>・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに関するホームページ(<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/ichallenge/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/ichallenge/index.html</a>)</li> <li>・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日)(<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 移動通信課 他1課室 情報流通行政局 情報流通高度化推進室 サイバーセキュリティ統括官室	作成責任者名	国際戦略局技術政策課長 松井 俊弘	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	--	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のくっつけの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。  
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。  
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-10)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]:全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。</p> <p>[中間アウトカム]:我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	6,208	4,971	6,167	5,490
		補正予算(b)	7,536	2,519	3,989	
		繰越し等(c)	△ 5,491	4,992	△ 1,357	
		合計(a+b+c)	8,253	12,482	8,799	
執行額		7,432	11,378	8,201		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	成長戦略	令和元年6月21日	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画
	世界最先端IT国家創造宣言 官民データ活用推進基本計画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂)	第1部 基本的考え方 第2部 II 施策集 別表

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>					
				28年度	29年度	30年度			
		1	国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書) 【27年度】	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持 【平成30年度】	イ	
		2	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数 ＜アウトプット指標＞  ※IoT: Internet of Things(モノのインターネット)の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。 【引用元】世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:0 【平成27年度】	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:20	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:30 【平成30年度】	イ
		3	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数 ＜アウトカム指標＞	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:0 【平成27年度】	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:10	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:5	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:20 【令和2年度】	イ
				全産業中最大規模 (平成28年度情報通信白書)	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模 (平成29年度情報通信白書)	全産業中最大規模 (平成30年度情報通信白書)		
					IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:8	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:26	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築数:14		
					IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:9件	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:39件	IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するデータ活用の促進等に必要なルール(法律、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等の件数:30件		

ICTによる 新たな産 業・市場 を創出す ること	衛星放送 での4K・ 8K実用 放送の チャンネル 数拡大に 向けた 技術的実 証及び試 験放送の 実施	4	4K・8K放送の実現(4K・8K 放送の実現メディア数) ＜アウトカム指標＞	4K放送の実現メディア数 3※ ※124/128度CS、CATV、IPTV等  8K放送の実現メディア数 0 【平成27年度】	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	4K放送の実現メディア数 5* ※BS、110度CS、124/128度CS、 CATV、IPTV等	イ
				・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 3 ・8K放送の実現メディア数 0	・4K放送の実現メディア数 5 ・8K放送の実現メディア数 1	8K放送の実現メディア数 1※ ※BS等 【平成30年度】		
	日本の魅 力を紹介 する放送 コンテン ツを制 作、発信 等する取 組を支援	5	放送コンテンツの海外展開の 促進(放送コンテンツ関連海 外売上高) ＜アウトカム指標＞	放送コンテンツ関連海外売上高 (288.5億円) 【平成27年度】	海外の効果的なメディア等において、 日本の魅力を発信する事業を実施。  ASEAN諸国を中心とする11か国・地 域における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(36事業)。 英国の衛星放送局において、日本の 放送コンテンツ関連海外売上高 (393.5億円)	海外の効果的なメディアでの継続的 な放送を実施。  ASEAN諸国を中心とする9か国・地域 における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(43事業)。 英国の衛星放送局において、日本の 魅力を発信する番組を放送。 放送コンテンツ関連海外売上高 (444.5億円)	海外の効果的なメディアでの継続的 な放送を実施。  ASEAN諸国を中心とする17か国・地 域における地上波等の効果的なメ ディアで、日本の魅力を継続的に発 信する事業を実施(45事業)。	放送コンテンツ関連海外売上高 (500億円) 【令和2年度】	—
国・地方 公共団 体・公益 事業者等 が保有す るデータ の利活用 促進	6	国・地方公共団体・公益事業 者等が保有するデータの利活 用を促進するためのモデル・ ガイドラインの確立 ＜アウトカム指標＞	データの利用ルール及び技術的事項 に関する検討や、オープンデータ化 のメリットの可視化に取り組むこと により、情報流通連携基盤等を活用し た技術仕様について、課題の整理等 を実施。 【平成27年度】	情報流通連携基盤等を活用したオー プンデータ・ビッグデータの利活用に 係る技術仕様を2件以上確立。  オープンデータの利活用に係る技術 仕様を1件確立。 ビッグデータの利活用に係る技術仕 様を2件確立。 オープンデータ利活用モデルを1件 確立。	技術仕様に沿ったデータ利活用モデ ルを2件以上確立。  ビッグデータの利活用に係る技術仕 様に沿ったデータ利活用モデルを2 件確立。		情報流通連携基盤等を活用したオー プンデータ・ビッグデータの利活用に 係る技術仕様を2件以上確立し、当 該技術仕様に沿ったデータ利活用モ デルを2件以上確立。 【平成29年度】	イ	
	7	地方公共団体におけるオー プンデータ取組率 ＜アウトカム指標＞	地方公共団体のオープンデータ取組 率:16(%) 【平成29年度】			地方公共団体のオープンデータ取組 率:30(%)  地方公共団体のオープンデータ取組 率:26(%)	地方公共団体のオープンデータ取組 率:100(%) 【令和2年度】	—	

		ブロックチェーン技術の導入に向けた取組の実施 (1)実証したユースケース ＜アウトプット指標＞ (2)ブロックチェーン技術の導入に向けた運用面、ルール面及び技術面の課題整理 (3)ユースケースにおける、従来型のデータベース技術を用いた業務と比較した業務に要するコスト削減率 ＜アウトカム指標＞	(1)2件 (2)実証を踏まえ、抽出した課題の整理を実施。 【平成30年度】			・実証したユースケース:2件 ・実証を踏まえ、抽出した課題の整理を実施。		
	8					・実証したユースケース:3件 ・実証結果を踏まえ、抽出した運用面・ルール面及び技術面の課題整理を実施。具体的には、ブロックチェーンによる実証環境を構築し、①様々な関係者が参加するメリットをいかに見出すか、②個人情報やセキュリティ面に配慮した上でどういった情報をブロックチェーンに書き込むべきか、といった課題の整理を実施。	(1)4件(累計) (3)削減率20% 【令和元年度】	—
		テレワークの普及啓発の実施 (1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	・255件のテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・専門家派遣の事例集を作成。 【平成27年度】  (1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカー数の割合は、平成28年度より取得を開始。	・300以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・300以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・平成28年度から平成30年度の累積で1,000以上の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	(1)平成24年度比で3倍 (11.5%×3=34.5%) (2)平成28年度比で倍増 (7.7%×2=15.4%) 【令和2年度】	—
	9			・1,046社の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・2,309社の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。	・1,879社(平成28～30年度で累計5,234社)の企業・団体等にテレワーク導入に関するアドバイス等を実施。 ・テレワークを広く普及させるため、先進事例等をHP等で積極的に紹介。 ・(1)19.1%(2)10.8%となり、いずれも前年度に比して増加しており、普及啓発施策の効果が現れている。		
		自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定 ＜アウトプット指標＞	従来の自治体内に設置しているシステムとクラウド間や、クラウド間における自治体業務システムの情報連携に係る技術仕様策定のための実証事業を実施。 【平成27年度】	自治体業務システムとパブリッククラウドとの連携方策の検討・実施。  「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」により、自治体業務システムとパブリッククラウド間のシームレスかつセキュアな情報連携手法の検討、技術仕様案等の調査・検討に係る実証システムを構築し、技術検証を実施。			住民サービスの向上に資する多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定。 【平成28年度】	イ
	10							

<p>適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析</p>	<p>11</p> <p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表、並びにICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催及びIoTの推進及び社会実装に向けた課題の把握・整理・分析</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・IoTの推進及び社会実装に向けた課題の把握・整理・分析</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・IoT推進に当たって必要な官民連携の在り方に関するニーズ及び民間の動向把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・総合的なICT戦略の立案に当たって必要なIoT・ビッグデータ・AI等の課題等の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p>	<p>・適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表</p> <p>・IoT国際競争力指標の公表</p> <p>・ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催</p> <p>・国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする。</p> <p>・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする。</p> <p>＜アウトカム指標＞</p> <p>【平成30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>医療分野におけるICT活用を推進すること</p>	<p>12</p> <p>医療・介護・健康分野におけるICTを活用したICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム（デジタル基盤）のモデルを5件策定。</p> <p>・高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携モデルを2件策定。</p> <p>・健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携モデルを2件策定。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築。</p> <p>8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築した。</p> <p>モバイル端末等を活用した遠隔医療モデルを構築した。</p>	<p>クラウド型EHR高度化事業の推進により医療・介護連携等のモデルを構築。</p> <p>クラウド型EHR高度化事業の推進により医療・介護連携等のモデルを構築した。</p> <p>医療分野における相互接続基盤モデル実証事業により、2020年度に本格稼働予定の「全国保健医療情報ネットワーク」の構築に向けたモデルを策定した。</p>	<p>医療・介護連携に必要なデータ標準化及びオンライン診療のモデルを構築。</p> <p>2地域において実証を実施し、医療・介護連携に必要なデータについて標準仕様案を作成した。また、上記の医療・介護連携モデルを含め、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証した。</p> <p>4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築した。</p>	<p>8K技術を活用した遠隔医療のモデル及びモバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築。</p> <p>医療・介護連携に必要なデータ標準化及びオンライン診療のモデルを構築。</p> <p>【平成30年度】</p>	<p>イ</p>

ICTを活用した街づくりの推進	13	ICTを活用した街づくりの普及展開等を実施 ＜アウトプット指標＞	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、平成27年度の目標値としていたICT街づくりの普及展開を実施。 【平成27年度】	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開に向けて、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を少なくとも5～10地域程度で実施。 【平成27年度】	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開等を実施。 【平成27年度】	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開等を実施。 【平成27年度】	これまでのICT街づくり実証プロジェクトにおいて得られた成果等の普及展開等を実施。 【令和2年度】	-
学校現場における教育クラウド・プラットフォームの導入を促進するため、必要な技術標準を確立し普及	14	いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の導入を促進するため、必要な技術標準を確立し普及活動の実施 ＜アウトプット指標＞	実証実験を通じ、教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及びその普及等に向けた検討を実施。 【平成27年度】	平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。 平成29年6月に総務省ホームページで教育クラウド・プラットフォームの参考仕様及び「教育ICTガイドブック Ver.1」を公表。	障害のある子供や進度の速い子供に対するプログラミング教育の実施モデルについて実証・検討を行い、成果・課題等を整理し、文部科学省等と共有するとともに、前年度の内容とあわせてガイドラインとして取りまとめ、ポータルサイトや普及行事等で広く普及。		平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表。 【平成28年度】	イ
若年層に対し、プログラミング教育を普及すること	15	「プログラミング教育の効果的・効率的実施モデル」の確立及び普及に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	プログラミング教育の現状と課題等に関し、プログラミング教育を行う民間事業者等に対する実施状況等のヒアリング等を実施。 【平成27年度】	プログラミング教育の入門的・標準的実施モデルについて実証・検討を行い、成果・課題等を整理し、文部科学省等と共有するとともに、広く公開。 全国11ブロックで各1件の実証プロジェクトを実施し、成果・課題等を整理。東京・広島での成果発表会や、文部科学省・総務省・経済産業省と教育界・産業界とで設立した「未来の学びコンソーシアム」のサイトや教育関係誌等で広く公開。さらに、第2次補正予算により、全国で19件の実証プロジェクトを追加選定。	障害のある子供や進度の速い子供に対するプログラミング教育の実施モデルについて実証・検討を行い、成果・課題等を整理し、文部科学省等と共有するとともに、前年度の内容とあわせてガイドラインとして取りまとめ、ポータルサイトや普及行事等で広く普及。 標準的な実施モデル(19件)、障害のある子供に対する実施モデル(10件)の実証を全国33都道府県(81校)で実施した他、全国11箇所で開催された成果発表会を開催。実証の成果・課題をとりまとめ、「未来の学びコンソーシアム」ポータルサイトを通じて、普及を図った。		地元の人材やクラウド上の教材等を活用した、「プログラミング教育の効果的・効率的実施モデル」を実証のうえ確立し、ガイドライン等に整理するとともに、文部科学省等と連携の上、広く普及する。 【平成29年度】	イ



地域ICTクラブの普及促進	16	地域で子供・学生、社会人、高齢者等がプログラミング等のICTを楽しく学び合い、新しい時代の絆を創るための仕組み(地域ICTクラブ)を構築 ＜アウトプット指標＞	課外でのプログラミング学習の実施モデルを実証し、その成果・課題をとりまとめ、HPで公表。 【平成29年度】			全国で地域特性を踏まえた地域ICTクラブの実証事業を実施し、成果・課題等を整理の上、HPで公表。  地域特性等に合わせた10モデルについて、全国23カ所の実証事業を実施、成果をHPで公開。成果・課題を整理して、地域ICTクラブガイドラン(初版)を策定中。(平成31年5月中に公開予定) 30年度実証事業において、23団体62クラブを設置した。	これまでの地域ICTクラブ実証プロジェクトにおいて得られた成果を「未来の学びコンソーシアム」と連携して普及を図る。 【令和元年度】	-
ICTによる地球温暖化対策に関する標準化の促進	17	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(平成25年度～平成28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(平成25年度～平成28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数及び勧告又は勧告見込件数(平成28年9月30日追記(注)) ＜アウトプット指標＞  ※基準(値)は平成25年度の件数、目標(値)は平成25年度～平成28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)寄書累計7件 ※「勧告又は勧告見込件数」は、28年度目標より目標を設定。 【平成25年度】	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上  (1)勧告化に向けた標準化活動としてITUにおいて我が国の意見を勧告に反映。 (2)寄書累計38件、 平成28年度勧告数6件			(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込計2件以上 【平成28年度】	イ

障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	18	<p>障害者・高齢者向けのICTサービスの充実</p> <p>(1)総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率</p> <p>(2)「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>(1)障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。</p> <p>準拠率:59.0%(旧規格時)</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。</p> <p>3年経過事業がないため基準値なし</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定、当ガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍の検証・評価等を実施。</p> <p>【平成27年度】</p>	<p>(1)公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会を開催し、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を促進。</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を実施する民間企業等に助成を実施。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進やガイドラインに基づき作成した読み上げ対応電子書籍のコスト低減に向けた検討等を実施。</p>	<p>(1)公的機関のホームページの実態調査を行い、その結果の公表等を行うことで、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を更に促進。</p> <p>(2)高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施(新規案件も採択)。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。</p>	<p>(1)公的機関のホームページにおけるウェブアクセシビリティの状況を踏まえ、ガイドライン等の改定について検討。</p> <p>(2)高齢者・障害者向け通信・放送サービスの一層の充実を図るため、高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施(新規案件も採択)。</p>	<p>(1)公的機関のホームページ等に関し、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)対応促進を実施。</p> <p>(2)高齢者・障害者向け通信・放送サービスの一層の充実を図るため、高齢者・障害者向けのICT機器・サービスの開発・提供を行う民間企業等に助成を実施。</p> <p>(3)情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化の推進や普及促進のための仕組み作り等の実施。</p> <p>【平成30年度】</p>	イ
	19	<p>視聴覚障害者等のための放送視聴支援事業により開発された技術を恒常的に活用することを目指し、当該技術を試験的に利用する放送事業者数</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>0者</p> <p>【平成29年度】</p>			<p>27者</p>	<p>27者</p> <p>【平成30年度】</p>	イ

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること	利用者の利便性向上や行政事務の効率化のため、これらの提供を行うシステムの稼働を実施	20	<p>全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率&lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間</p> <p>・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:100% 民側:99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99% 【平成27年度】</p>	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上 【平成30年度】	イ
	字幕放送、解説放送、手話番組等の普及促進	21	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合&lt;アウトカム指標&gt;</p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、(1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p> <p>(1) 95.7% (2) 7.3% 【平成26年度】</p>	<p>(1) 96.9% (2) 8.3%</p>	<p>(1) 100% (2) 10%</p>	<p>(1) 100% (2) 10% 【平成29年度】</p>	ロ	
		<p>(1) 99.0% (実績:1,060h/対象時間:1,070h) (2) 12.0% (実績:2,381h/対象時間:19,824h)</p>	<p>(1) 97.4% (実績:1,026h/対象時間:1,053h) (2) 14.9% (実績:2,960h/対象時間:19,866h)</p>					

ICT/IoT の普及に 資する実 態把握と 課題解決 に向けた 調査研究	22	ICT利活用の新たなニーズやその制度的・技術的課題等に関する調査研究の実施 ＜アウトプット指標＞	利用者の多様性に基づく新たなニーズへの対応、制度的・技術的課題の検証を実施 【平成29年度】	利用者の多様性に基づく新たなニーズや、制度的・技術的課題の検証結果を用いて、課題解決に向けたルール整備等を実施。 平成29年度においては、VR・ARについて、サービス動向等を整理するとともに、地域課題の解決等に向けた活用方策の検討を実施。	利用者の多様性に基づく新たなニーズや、制度的・技術的課題の検証結果を用いて、課題解決に向けたルール整備等を実施。 【平成29年度】	□
	23	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る ＜アウトプット指標＞	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 【平成30年度】	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 ・実施した実証事業の件数：3件	競技会場におけるICTを活用した避難誘導の仕組みを構築し、普及展開を図る。 【平成30年度】	イ
学校現場 における データ利 活用等を 促進する ため、必 要な標準 仕様を策 定し普及	24	教職員が利用する「校務システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習システム」間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携等（スマートスクール・プラットフォーム）に係る標準仕様（1件） ＜アウトプット指標＞	実証実験を通じ、スマートスクールプラットフォームの標準仕様（1件）の確立及びその普及等に向けた検討を実施。 【平成29年度】	3月末までに平成29年度における実証実験及び標準仕様の策定に係る進捗状況についてとりまとめ、総務省ホームページ等において公表	3月末までに平成30年度における実証実験及び標準仕様の策定に係る進捗状況についてとりまとめ、総務省ホームページ等において公表	平成31年度中にスマートスクール・プラットフォームの標準仕様及びこれに関するガイドブックを策定し、平成32年4月以降に総務省ホームページ等で公表及び教育委員会への普及活動を実施。 【令和2年度】
				地域実証の成果を踏まえ、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様の骨子及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドラインの骨子を策定した。	地域実証の結果を踏まえ、平成30年度末にスマートスクール・プラットフォームの標準仕様の素案及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドラインの素案等を策定した。	

地域IoT 実装総合 支援	25	地方公共団体において生活に 身近な分野でのIoTを活用した 取組を創出した数 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体において生活に身近な 分野でのIoTを活用した取組を創出し た数 【平成30年度】			3月末までに「地域IoT計画策定・推進 体制構築支援事業」により10程度の 地方公共団体の地域IoT導入に向けた 計画策定を支援。また、「地域IoT実 装推進事業」により25程度の地域に 地域IoTを実装。  「地域IoT計画策定・推進体制構築支 援事業」により、7団体の計画策定を 支援。また、「地域IoT実装推進事業」 により、30団体に地域IoTを実装。	令和2年度末までに800の地方公共 団体において、生活に身近な分野で のIoTを活用した取組を創出 【令和2年度】	-
高齢者世 代のイン ターネッ トの利用を 促進する こと	26	高齢者世代のインターネット 利用率 (1) 60代のインターネット利用 率 (2) 70代のインターネット利用 率 ＜アウトカム指標＞	(1) 75.2% (2) 50.2% (平成26年通信利用動向調査) 【平成27年度】			(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも28年度～30年度の3ヶ年 平均)  (1) 75.4% (2) 51.3%	(1) 80%以上 (2) 55%以上 (※いずれも平成28年度～ 平成30年度の3か年平均) 【平成30年度】	□
電子署名 及び認証 業務に係 る技術の 評価に関 する調 査・研究、 普及・啓 発	27	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析の実施 (2) 電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの実施、及びその満足度 ＜アウトプット指標＞	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 (1回) 【平成27年度】	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知する100～150人規模のセミナーを実施(1回)及び満足度の測定(5段階中平均4以上)。  (1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査を実施。 (2) 電子署名の普及啓発のためのセミナーを1回実施。	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。  (1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) トラストサービス(※)の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを2回実施。 ※電子署名やタイムスタンプ等	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。  (1) 電子署名及び認証業務に関する法律における課題等の調査について、技術的な観点を含めて適切に実施。 (2) トラストサービス(※)の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 ※電子署名やタイムスタンプ等	(1) 電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2) 電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを実施。 【平成30年度】	イ

<p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立するため技術面、制度面及び運用面から検討を実施</p>	<p>28</p> <p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析(※)の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。</p> <p>(※) 利用者情報の外部への送信の有無等を解析した後、アプリケーション提供者が公開しているプライバシーポリシーの記載内容との突合を行い整合性を検証。          【平成27年度】</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p> <p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備。          【平成28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>訪日外国人の方の快適な滞在を実現するため、交通系ICカード、スマートフォンやデジタルサイネージ等を活用し、個人の属性に応じたサービスの提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、多様な地域におけるサービス実証を実施</p>	<p>29</p> <p>交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実施          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。          ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。          【平成27年度】</p>	<p>平成28年夏以降、共通クラウドの構築、少なくとも3箇所以上の地域での実証実験を実施。</p> <p>平成28年冬以降、共通クラウドの構築、5地域での実証実験を実施。</p>	<p>平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとタクシーの連携による行き先案内など、複合的サービス提供等のサービス提供分野の拡大。</p> <p>平成28年度の成果を踏まえ、共通クラウド基盤を活用した、ホテルとリムジンバスの連携による手ぶら観光や事業者間の連携等の複合的サービス提供等の実証を行った。</p>	<p>複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。</p>	<p>複数の地域において、平成30年度までに構築した共通クラウド基盤と連携・活用し、各種サービス連携を実施。          【平成30年度】</p>	<p>イ</p>

<p>マイナンバーカード(公的個人認証サービス)利活用推進のための環境整備</p>	<p>30</p>	<p>マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施  &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>・実証事業を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の先行導入事例の検討を行うとともに、当該事例の実現に向け、技術課題の検証及びルール化すべき項目等実現すべき課題の整理を実施。  ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じて課題検討を行い、先行導入の実現に向けた目標を設定。  【平成27年度】</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」における検討を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用を促進するため、先行導入事例の実現に向けた技術面・運用面からの課題解決策の検討を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、先行導入事例の実現に向け、主として制度面からの課題解決策の検討を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを利活用するに当たっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施。</p>	<p>「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」及びこれまでの技術面等からの検討結果を踏まえ、公的個人認証サービスを利活用するに当たっての必要なルール整備等の環境整備及び公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施  【平成30年度】</p>	<p>イ</p>
<p>地域防災等のためのG空間情報の利活用推進</p>	<p>31</p>	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発及び普及展開の実施  &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の構築に関する10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。  ・位置情報等の入力支援実証(5事業)  ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証(4事業)  ・標準仕様策定に向けた実証(1事業)  実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。  【平成27年度】</p>	<p>G空間情報センターに接続するシステムの検証を実施。</p>	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等の紹介映像(ショーケース)の作成による普及啓発の実施。</p>	<p>地理空間情報を活用した防災システムの普及展開(導入支援、人材育成等)の実施。</p>	<p>G空間情報センターを介した防災システム(津波、土砂災害、地下街防災)等の紹介映像(ショーケース)の作成による普及啓発の実施及び地理空間情報を活用した防災システムの地方公共団体への普及展開の実施。  【令和2年度】</p>	<p>エ</p>

Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	32	Lアラートを運用している都道府県の割合 ＜アウトカム指標＞	74% (35都道府県) 【平成27年度】	87% (41都道府県)	96% (45都道府県)	100% (47都道府県)	100% (47都道府県) 【平成30年度】	□
				87% (41都道府県)	96% (45都道府県)	98% (46都道府県)		
IoT時代のネットワークを支える人材の育成	33	IoT時代のネットワークを運用・管理する人材の育成を実施し、技術者を輩出する。 ＜アウトカム目標＞	IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：0人 【平成29年度】			IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：60人	IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：120人 【令和元年度】	-
						IoT時代のネットワークを運用・管理するスキルを認定された技術者等の人数：29人		
情報信託機能等を用いたデータ利活用の促進	34	情報信託機能等を用いてデータ利活用を行うに当たり必要なルールの整備 ＜アウトカム指標＞	情報信託機能等の認定基準を策定、当該基準の妥当性検証及び詳細化のための実証事業を実施。 【平成30年度】			情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを4件創出	情報信託機能等を活用した認定基準の妥当性検証及び詳細化を実施。情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを創出 【令和元年度】	-
						情報信託機能等を活用したデータ利活用モデルケースを6件創出		



目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり 測定指標1～4、12、19及び21は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標のうち1～4、12、19及び21については目標を達成した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね施策目標に対して目標達成することが出来たといえる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p>&lt;施策目標&gt;ICTによる新たな産業・市場を創出すること 本施策目標については、民間においても積極的な取組が行われるよう本政策が適切に実施されたことにより、国内生産額に占めるICT産業の割合が全産業中最大規模を維持されたほか、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的にするためのオープンデータ基盤の実現に向けた2次利用ルールや技術仕様の策定などの取組、また、日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組等を通じて、新たな産業・市場を創出するための環境整備を図り、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね目標達成することが出来たといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、情報通信技術 (ICT) は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであり、民間においても積極的な取組が行われるよう、本政策が適切に実施されたこと等により国内生産額に占めるICT産業は、順調に推移しており、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標2、3については、IoTサービスの創出・展開に当たっては、克服すべき課題の解決に資する参照モデルの構築及び必要なルールの明確化等が重要であるところ、実証事業等を通じ、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する参照モデルを48件構築し、必要なルール (法律、条例、ガイドライン、規格等) の明確化等の取組を78件行ったため、目標達成することが出来た。</li> <li>・測定指標4については、4K放送、8K放送ともに、関係事業者・団体と連携・協力して周知広報等を行ったことにより、平成30年12月にBS、110度CSにおいて実用放送を開始することができたため、目標を達成。</li> <li>・測定指標5については、目標に向けて着実に進捗している。</li> <li>・測定指標6については、国・地方公共団体・公益事業者等が保有するデータの利活用促進に向けて、実証事業等を通じ、情報流通連携基盤等を活用したオープンデータ・ビッグデータの利活用に係る技術仕様を2件以上確立し、当該技術仕様に沿ったデータ活用モデルを2件以上確立しており、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標7については、オープンデータリデータ育成研修後のアンケートの結果、今後公開を予定しているという団体が大半を占めたものの、研修後すぐにオープンデータに取り組むことのできる団体が当初の想定より少なく、目標未達となった。</li> </ul> <p>&lt;ICT利活用により社会課題の解決を推進すること&gt; 本施策目標については、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証・4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築されたほか、字幕が付与されていない放送番組に対して、放送番組と連動してスマートフォンやタブレット上で字幕を表示させるために開発された技術が33者の放送事業者により試験的に利用されたこと、また、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合について、総務省の策定した「視覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組を通じて、目標を達成したことなどにより、ICT利活用により社会課題の解決を推進した。一部の測定指標については、目標期限未到来、目標未達があったもの、おおむね目標達成することが出来たといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標10について、地方公共団体をフィールドとし実証システムの設計・構築を行い、具体的なユースケースを想定して検証を実施。多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様を策定したことにより、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標11について、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資するためにマクロの視点から実施した調査結果を分析・活用した情報通信白書の公表、IoT国際競争力指標の公表、ICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議の開催、国内外のIoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握をすることができたため、目標を達成。</li> <li>・測定指標12について、医療・介護連携に必要なデータについて標準仕様案を作成した。また、上記の医療・介護連携モデルを含め、「全国的な保健医療情報ネットワーク」にかかる4つのサービスモデルを検証・4地域において実証を実施し、安全かつ効果的なオンライン診療モデルを構築した。</li> <li>・測定指標14について、平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等で公表し、目標を達成した。</li> <li>・測定指標15について、標準的な実施モデル・障害のある子供を対象とするモデル等の実施モデルを実証。実証の成果・課題を未来の学びコンソーシアムのポータルサイトに掲載し、普及展開を図った。</li> <li>・測定指標17について、ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T (電気通信標準化部門) での標準化活動において、累計38件 (平成25年～28年) の寄書提出、6件 (平成28年度) の勧告化を行い、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標19について、字幕が付与されていない放送番組に対して、放送番組と連動してスマートフォンやタブレット上で字幕を表示させるために開発された技術が33者の放送事業者により試験的に利用され、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標21について、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合については、総務省の策定した「視覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組により、おおむね目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標22について、VR・ARを活用したサービス・コンテンツの市場の現状や競争力強化策を調査・検討し、今後解決すべき課題と解決の方向性を整理した。</li> <li>・測定指標23について、競技会場におけるICTを利活用した避難誘導の仕組みを構築することができた。本事業により実証された避難誘導の仕組みを東京オリンピック・パラリンピック大会の競技会場で活用されるよう関係機関に働きかけている。</li> <li>・測定指標26について、指標を達成しなかったが、当該期間におけるインターネット利用率は高齢者に限らず全体的に横ばい状態であり、頭打ち状態にあると推定している。しかしながら、高齢者世代において他世代に比較して低めであることは事実であり、今後は、高齢世代全体への働きかけではなく、高齢者一人一人がICTについて相談できるような仕組みを構築することにより、ICTリテラシー・インターネット利用率を向上させることに取り組んでいく。</li> <li>・測定指標27について、電子署名及び認証業務に関する法律上の課題に関して技術的観点から踏まえた調査を実施しているほか、電子署名をはじめとするトラストサービスに係る現状と課題の共有を目的としたワークショップを一回開催していることから、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標28について、第三者検証の仕組みの確立に向け、申請型モデルを構築し、申請受付から結果回答までの自動化が実現。これを踏まえ、「スマートフォン プライバシー インシニアティブⅢ」にこれまでの検討内容を取りまとめ・公表。</li> <li>・測定指標29について、平成30年度に関係事業者が本事業で構築した共通クラウド基盤と連携・活用して各種サービス連携を実施しており、目標は達成されたといえる。</li> <li>・測定指標30について、公的個人認証サービスの利活用事例の普及促進を実施するとともに、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」等を踏まえ、行政や民間サービスにおけるマイナンバーカードの更なる利活用拡大に向けた検証を実施し、実運用に向けた環境構築を推進した。</li> <li>・測定指標32については、当初の年度目標に対し福岡県のLアラート運用開始が平成31年4月1日となったことから、未達となったもの。</li> </ul>
評価結果		

次期目標等への反映の方向性	<p>&lt;施策目標&gt;ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、引き続き本施策を適切に実施し、国内生産額に占めるICT産業の市場規模が全産業中最大規模であることを維持する。</li> <li>・測定指標2、4及び6については、目標年度を迎えたことから、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>・測定指標3については、施策目標との関係が見えづらく、施策目標の達成度合いを測るための指標に馴染むものではないと考えられるため、次期事前分析表の測定指標から削除し、今後は行政事業レビューシートにおいて、削除した指標に紐づく個別事業の進捗を測ることとする。</li> <li>・測定指標7及び8については、今後3年間の目標設定が困難であり、目標年度における目標達成が見込まれるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> </ul> <p>&lt;ICT利活用により社会課題の解決を推進すること&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標32については、目標を概ね達成することができたため、次期の測定指標については未来投資戦略2018(平成20年6月15日閣議決定)を踏まえ、Lアラート高度化システムが整備された都道府県数を新たに目標として設定する。</li> <li>・測定指標10、11、14、15、17、19、21、22、23、26、27、28、29及び30については、目標年度を迎えたことから、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> <li>・測定指標12、13、18(1)及び20については、施策目標との関係が見えづらく、施策目標の達成度合いを測るための指標に馴染むものではないと考えられるため、次期事前分析表の測定指標から削除し、今後は行政事業レビューシートにおいて、削除した指標に紐づく個別事業の進捗を測ることとする。</li> <li>・測定指標16、24、25、31、33及び34については、今後3年間の目標設定が困難であり、目標年度における目標達成が見込まれるため、次期事前分析表の測定指標から削除する。</li> </ul>	
	(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTスマートシティ整備推進事業については、内閣府、経済産業省、国土交通省とともに設立した「スマートシティ官民連携プラットフォーム」の枠組みも活用して「データ利活用型スマートシティ」の構築を関係府省と一体となって推進することとしているため、予算の増額要求を行う。</li> <li>・ブロックチェーン利活用推進事業については、目標年度における目標達成が見込まれるため、予算要求を行わないこととする。</li> </ul>
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	情報通信審議会において、新たなデータ流通環境を担うための基本的事項として、5G等によるSociety5.0の地域実装、グローバル競争のための基盤整備、安心・安全の確保、スマートな行政・暮らし、人づくり・働き方改革、防災・減災等についてのルール整備や予算プロジェクト等の取組について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来投資戦略 (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/</a>)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 等	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 吉田 正彦	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	-------------------	--------	------------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

↑  
測定指標欄等に「新経済・財政再生 改革工程表」に関する記載をする場合は※5として表示させる

主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-⑮)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策15:郵政行政の推進				分野	郵政行政
政策の概要	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。                  信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。                  さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。                  [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	486	429	453	536
		補正予算(b)	△ 11	△ 2	△ 27	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	475	427	427	
執行額		457	421	421		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第196回国会(常会)における総務大臣所信表明 第198回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第196回国会:平成30年1月22日 第198回国会:平成31年2月14日 (参議院総務委員会) 第196回国会:平成30年3月6日 第198回国会:平成31年3月7日	【第196回国会】 郵政事業については、国民生活の安心、安全の拠点として、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、民営化の成果を一層実感できるよう、利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上を促進します。 【第198回国会】 郵便局は、郵政事業のユニバーサルサービス提供の拠点です。そのネットワークの維持を支援する交付金・拠出金制度を、本年四月から実施します。また、利用者利便を向上させるゆうちょ銀行の限度額の見直しについて、速やかに制度を整備します。

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)				
				28年度	29年度	30年度		
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	①	郵政民営化の 着実な推進を実施 <アウトプット指標>	日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式上場(平成27年11月)  郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督  「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成27年9月情報通信審議会答申)  「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(平成27年12月) 【平成27年度】	日本郵政グループの事業展開の促進を実施  ・平成28年4月1日、郵政民営化法施行令を改正し、ゆうちょ銀行の限度額を1千万円から1千3百万円に、かんぽ生命保険の限度額(加入後4年経過した契約について限度額に算入しない額)を3百万円から1千万円にそれぞれ引き上げた。  ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施  ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険について新規業務の認可を行った。  ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進を実施  ・「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」について、情報通信審議会郵政行政部会郵便局活性化委員会において議論を行い、平成30年7月、「郵便局に期待される役割」、「郵便局の利便性向上策の方向性」、「郵便局の利便性向上策を実現するために必要な方策」について答申を受け、必要な取組を進めた。  ・平成31年3月、ゆうちょ銀行の限度額を通常貯金と定期性貯金で別個に1,300万円ずつに引き上げることを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行った。(施行日:平成31年4月1日)  ・かんぽ生命については、平成30年12月に利用者の利便性の向上及び収益の確保による経営の安定化を図るため、「先進医療特約」及び「引受基準緩和型」の商品について認可した。  ・日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。	日本郵政グループの事業展開の促進 【平成30年度】	イ

				郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局)			
			郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成27年度】	平成28年度 郵便局数 24,421局	平成29年度 郵便局数 24,395局	平成30年度 郵便局数 24,367局 ・平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が議員立法により成立し、平成31年2月25日に交付金・拠出金の額等を情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問の上、認可した。	郵便局ネットワーク水準の維持 (郵便局数:約24,000局) 【平成30年度】	イ	
	2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施 ＜アウトカム指標＞	「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(H27.9.28情報通信審議会答申) 【平成27年度】	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成27年9月28日情報通信審議会答申等を踏まえ、平成28年7月より「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」、また、当該検討会の下で「現状と課題等に関するワーキンググループ」及び「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」を開催し、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題についての検討・整理等を行っている。 ・平成29年3月31日、郵便法施行規則を改正し、郵便事業の収支状況の報告等に係る規定、郵便法の認可・届出の手續等の要件を緩和する規定を整備した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 ・平成28年度に引き続き「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」を開催し、平成29年6月に、郵便サービスや郵便局ネットワークの維持・活用などに関する現状や課題等について「これまでの議論の整理」として取りまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 郵便サービスのあり方について、利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、情報通信審議会郵政政策部会郵便局活性化委員会において議論が行われており、同委員会においては、平成31年3月8日にこれまでの議論の整理として論点整理案をとりまとめ、公表した。	郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施 【平成30年度】	イ	
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進	3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施回数 ＜アウトカム指標＞	信書便制度説明会の開催数 16回 【平成27年度】	信書便制度説明会の開催数 15回	信書便制度説明会の開催数 18回	信書便制度説明会の開催数 17回	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動の実施(信書便制度説明会の開催数15回以上) 【平成30年度】	イ
		④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成26年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.11倍)が平成26年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。 【平成27年度】	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成28年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.15倍)が平成28年度末事業者数の対前年度末増加率(1.06倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 平成29年度の信書便市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度末増加率(1.03倍)を上回った。	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 集計中(9月公表予定)	信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること。 【平成30年度】	-

各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	5回 【平成26年度】	5回以上	5回以上	5回以上	5回以上 【平成30年度】	イ
				11回	9回	16回			
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	4か国 【平成27年度】	4か国以上	4か国以上	4か国以上	4か国以上 【平成30年度】	イ
				4か国	4か国	5か国			
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献（職員の出遣数） ＜アウトプット指標＞	2名 【平成27年度】	2名以上	2名以上	2名以上	2名以上 【平成30年度】	イ
				2名	2名	2名			
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率（※） ＜アウトプット指標＞	94% 【平成27年度】	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上 【平成30年度】	イ
				※（採択数）÷（重要議案数）÷80%（成果目標）＝達成率	110% （22（採択数）／25（重要議案数））／80% （成果目標）	125% （7（採択数）／7（重要議案数））／80% （成果目標）	100% （29（採択数）／36（重要議案数））／80% （成果目標）		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標1、4、5、6、8を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><b>&lt;施策目標&gt;郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること</b>          当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を継続的に要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるためのステップである日本郵政グループ3社の株式売却が進捗したと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、郵便局の利便性を図る観点から、平成30年2月に情報通信審議会に「郵便局の利便性向上策」について諮問し、同年7月の答申において、郵便局ネットワークを生かした地方自治体の行政サービスの補完や配達ネットワークを生かした高齢者見守り等の暮らしの安心・安全のサポートなどの利便性向上の方向性について提言を受け、さらに現在、郵便サービスのあり方について検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場後、郵政民営化法の規定に基づき段階的に株式売却を進めていること、郵政民営化委員会の所見を踏まえ、ゆうちょ銀行の限度額の引き上げを内容とする郵政民営化法施行令の改正を行ったこと、「郵便局の利便性向上策」について提言を受け、郵便局が核となって、地方自治体等のニーズの高い郵便局利便性向上の取組を、ICTを活用しながら、実証事業として実施するための取組を進めていることから、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標2における郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等については、各年度の目標値を上回る実績であったことから、目標を達成することができた。</li> </ul>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること</b>          当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3については、信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成30年度の信書制度説明会の開催数は17回と目標の15回以上を上回ることができた。</li> <li>・測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより、平成29年度の信書便事業市場の売上高の対前年度増加率(1.07倍)が平成29年度末事業者数の対前年度増加率(1.03倍)を上回ることができた。</li> </ul>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること</b>          当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標5に関しては、令和2年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成30年度に、数多く開催されたUPUの地域会合等に積極的に参加した結果、相手国の郵便業務の改善につながり、目標を上回って達成することができた。</li> </ul>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること</b>          当該施策目標については、ODAプロジェクトによる専門家派遣や、日本企業によるコンサルティング契約締結及び区分機・関連機材の受注を支援すること等により、郵便協力を進めている相手国の郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標6に関しては、総務省が日本企業等と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナム、ロシア、タイに加え、インドが新たに協力案件の実施国に加わり、目標を上回って達成することができた。</li> </ul>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること</b>          当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害対策に関するプロジェクトが実施され、郵便分野における災害対策に関する知識を有する人材を育成することに等により、災害時における被害を最小限にするための取組を行っている。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むこととなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標7に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針のとりまとめや国別の具体的な災害危機管理プロジェクトを実施することにより、郵便分野における災害対策の強化に貢献することができた。</li> <li>・測定指標8に関しては、UPUの将来の郵便戦略の策定、UPU文書の法的安定性の確保等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。</li> </ul>	

**○郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること**  
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、郵便局における利用者利便の向上に取り組むとともに交付金・拠出金制度も活用しながら郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図っていく。

・測定指標1については、平成27年11月の上場後の株式売却の進捗状況を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を支援していくこととする。  
 ・測定指標2については、郵便サービスの将来にわたる安定的な確保に向け、情報通信審議会において郵便サービスのあり方について検討を行っており、この検討の結果を踏まえる必要はあるものの、より客観的な指標とするため、「郵便差出箱の本数」、「送達日数達成率」を指標として追加する。

**○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること**  
 これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、制度改革に伴う規制の合理化(特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化)に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組む。

・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活性化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者(新規参入事業者及び既存の事業者)による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」に変更し、目標・実績と合わせた。

**○各国との政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること**  
 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」を設定することとする。

・測定指標5については、目標を上回って達成したものの、平成28年度はUPU大会議、平成30年度はUPU臨時大会議が開催されたこともあり、通常は開催されない準備会合等が数多く開催された等の特殊要因があったため、従来の目標(5回以上)を上回る目標(6回以上)を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。

**○新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し相手国の郵便業務の改善を図ること**  
 インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置づけられている(「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)等)ことを踏まえ、引き続き同目標を設定し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進してまいりたい。

・測定指標6については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成30年度の実績値を基に目標(5か国以上)を設定する。

**○万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること**  
 災害対策等の取組みや、UPU文書の法的安定性の確保に向けた取組みを引き続き行っていくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう、引き続き、「万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」とする。

・測定指標7については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。  
 ・測定指標8については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標(80%以上)を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの(例えば、UPU臨時大会議が開催された2018年度における我が国方針の達成率は81%)。

・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、昨今の少子高齢化、人口減少、ICTの進展等、郵政事業を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に、交付金・拠出金制度を活用しながら将来にわたる郵政事業のユニバーサルサービスの確保に取り組む。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)

I 予算の拡大・拡充

次期目標等への反映の方向性



	平成32年度予算概算要求への主な反映内容	UPUの将来の郵便戦略の策定において、郵便ネットワークを新ビジネス創出や社会的課題解決に活用する方向性を盛り込むことに伴い、2010年以降、災害に強く環境に優しい郵便局ネットワークを世界に普及させるため、任意拠出金を提供し、UPUの災害プロジェクト等を積極的に推進してきたが、これら既存の取組支援の使途を郵便ネットワークの社会的、経済的活用等への取組にも拡大することとしている。 また、郵便サービスのあり方については、平成31年度においても引き続き情報通信審議会において議論が行われており、その検討結果に応じて、対応するとともに、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な供給の検討に資する調査等の実施に必要な予算を要求する。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-

学識経験を有する者の知見等の活用	○平成31年3月及び令和元年7月に、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から政策の分析や測定指標、評価結果の記述についてご意見をいただき、評価書等に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	○「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) ○「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月郵政民営化委員会) ○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) ○「インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)」(令和元年6月5日経協インフラ戦略会議決定)
-------------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局郵政行政部企画課長 藤田 清太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
---------	-----------------------	--------	-------------------------	----------	--------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の「年度」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。  
 ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。  
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。